

川崎市立宮内小学校 いじめ防止基本方針

1 平成29年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 2017

学校教育目標

～ 心豊かにたくましく生きていく人間の育成 ～

- 1 おおらかに 一人ひとりが思いや願いを表現し、互いのよさを伸ばす
- 2 たくましく 自ら課題をもち、すすんで取り組む
- 3 なごやかに 互いに認め合い、ともに楽しみながら学び合う

学校経営方針

- 1 子ども一人ひとりに居場所があるいじめのない安全・安心な学校づくり
- 2 大人も子どもも豊かに学び合う学校づくり
- 3 地域に開かれ、地域と手を結ぶ信頼される学校づくり

めざす子ども像

- 1 言葉で伝え合い、認め合う子
- 2 よく聞き、よく考える子
- 3 よさを出し合い、力を合わせて活動する子

中期学校経営目標（5年目標）

① 安全・安心な学校づくり	② 豊かに学び合う学校づくり	③ 地域に開かれた学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○命、心の教育を進め、生命尊重の精神や人権感覚を育む ○体験活動等の推進により、社会性や自尊感情を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的・基本的な学力の定着を図る ○校内研究を推進し、指導力の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の教育力を生かした体験活動を推進する ○地域、保護者に向けた情報発信を積極的に行う

今年度の重点目標

<ul style="list-style-type: none"> ○児童理解に基づいた指導の充実を図り、人権意識を育む ○<u>よい友だち関係づくりを進め、いじめや暴力を許さない学校風土づくりを進める</u> ○児童の主体的な活動を推進し、自尊感情を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ○意欲と学び合いを大切にした学習活動を推進する ○学びやすい学習環境づくりを進め、分かる授業づくりに取り組む ○心と体を育てる学習活動を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域講師の協力による宮内の地域性を生かした体験学習を実践する ○地域、保護者と連携した防災、防犯安全対策を進める ○保護者アンケート等を生かした学校評価を行う
---	--	--

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援コーディネーターを中心とする全教職員による指導、支援体制づくり ・<u>教育相談の活用推進</u> ・<u>学年経営を中心とした児童の活躍の場づくり、絆づくり</u> ・<u>たてわり班活動、あいさつ運動等、児童の主体的な活動による人権意識の育成</u> ・いじめ早期発見等のための児童アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学び合いを軸にした授業づくりのための校内研究推進 ・分かる授業づくりのためのユニバーサルデザインの学習環境づくり ・読書タイム、宮内タイムの設定による豊かな心・体づくり ・全学級授業公開による全教職員による児童理解と指導力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターとの連携による体験学習の実施 ・学校公開日、授業参観日の設定、HP等による情報発信 ・登下校の安全見守り、下校時パトロール等による、保護者・地域と連携した安全防犯対策 ・学校公開日、学校行事等の機会を活用した保護者アンケートの実施
--	--	---

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となる。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めていく。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくんでいけるよう努めていく。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になる。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われている。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くしていく。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立する。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。
- 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

4. 平成29年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任 児童支援コーディネーター 養護教諭 主任児童委員、スクールソーシャルワーカー（SSW）等要請による派遣
--

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証……校長・学校評価担当
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成……児童支援コーディネーター
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営……研修担当・児童支援コーディネーター
- ・いじめ問題に関する資料の管理……教頭・児童支援コーディネーター
- ・道徳教育との連携……道徳教育推進担当
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……児童支援コーディネーター

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、児童支援年間計画の作成……児童支援コーディネーター
- ・各学年、学級
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営……児童支援コーディネーター
- ・主任児童委員、スクールソーシャルワーカー等との連携……児童支援コーディネーター

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会・運営委員会との連携……代表委員会担当
- ・PTA との連携……PTA 担当
- ・学校教育推進会議との連携……学校教育推進会議担当
- ・地域教育会議との連携……地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携……教頭・学警連担当（安部・猪頭）
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携……児童支援コーディネーター

5 平成29年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、重点目標の確認 ・校内いじめ防止対策会議の構成員の確認と役割分担 ・いじめ防止等対策年間計画確認 ・みやうちのやくそく・覚え書き提案 ・年間生活目標提案
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について ・かわさき共生*共育プログラムの取組について提案
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について ・効果測定1回目と分析（かわさき共生*共育プログラムへの生かし方） ・携帯教室実施（6年児童及び保護者対象） ・生活のふりかえりアンケートについて ・【児童指導点検強化月間】の取組…いじめアンケートについて
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について ・いじめアンケート結果に基づく対応について ・子どもたちからの聞き取り ・夏休みの過ごし方について（夏休み期間中の対応についても確認）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援、児童理解に関する研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針について ・川崎市子どもの権利に関する週間の取組 ・効果測定2回目とその分析
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について ・冬休みの過ごし方について（冬休み期間中の対応についても確認） ・第2回いじめアンケートについて
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について ・携帯教室実施（5年児童及び保護者対象） ・第2回生活のふりかえりアンケートについて ・今年度の反省→学校評価へ
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について ・来年度に向けてのみやうちのやくそく・覚え書きの見直し
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針について ・春休みの過ごし方について（春休み期間中の対応についても確認） ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の取組

[自主的な企画・運営]

- ・自主的なあいさつ運動（運営委員会提案のクラスごとによる朝のあいさつ運動）
- ・集会委員会によるレクリエーション集会
- ・体育委員会によるスポーツ集会
- ・音楽委員会による音楽朝会

[交流活動]

- ・たてわり班活動………交流班での遊び、交流給食、掃除、青空給食
- ・幼保小連携活動………近隣園の園児と1年生との交流
- ・自治会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止のポスターや標語の掲示、啓蒙（代表委員会）

保護者の取組（PTA 活動）

- ・あいさつ運動
- ・登下校の見守り
- ・ふれあい広場
- ・下校時パトロール
- ・地域の子どもの安全を考える会

地域住民の取組

- ・地域の安全見守り隊の方々の活動
- ・地域コーディネーターの方々の取組
- ・地域教育会議での話し合い

宮内小学校はいじめを絶対ゆるしません。
教職員一同、いじめ問題に向き合います。